JIS作成予定（一覧表）（改正案）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称（廃止の場合は，現行JISの名称）	JIS案の英文名称（廃止の場合は，現行JISの英文名称）	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	素案作成者	ICS番号	作業段階
JSA	管理システム規格	改正	Q22301	セキュリティとレジリエンスー事業継続マネジメントシステムー要求事項	Security and resilience -- Business continuity management systems -- Requirements	自然災害（地震、台風、洪水など）の多い我が国では、自然災害が発生した後に如何に、事業を早期に復旧し、平常状態に戻すかは、商取引及び市場における競争優位を確保する上で喫緊の課題として取り上げられている。これは東日本大震災、タイの洪水等がよい例である。これらを解決するための手法として事業継続マネジメントシステムの重要性が認識されている。並行して、ISOにいて事業継続マネジメントシステム要求事項(ISO 22301)が開発され、日本からも産官学のエキスパートが積極的に参画していた。このような状況下、産業界などからISO 22301のJIS化の要望が高く、2013年にJIS Q 22301が制定された。さらに、JIS Q 22301は、第3者認証規格であり、国内で約90数件（JIPDEC調べ）、ISOの調査では約200件の認証件数があり、その件数は増加の傾向にあり、そのニーズは高いものがある。さらには、第3者認証を取得しないまでも、自社の事業継続システムを構築する上で、JIS Q 22301は広く活用されている。一方で、ISOにおいて、ISO 22301が改訂されており、これを受け、JIS　Q 22301を改正すべきとの要望もあり、今回JIS Q 22301の改正に着手する。	このJISは、マネジメントシステム規格であり、ISO/IEC専門業務用指針第1部に基づき、他のISOのマネジメントシステム規格との整合性を向上させる。 すなわち、この改正によって、他のISOマネジメントシステム規格（JISのマネジメントシステム規格）との整合性を確保し、マネジメントシステム規格の監査において統合審査がこれまで以上に容易となり、規格ユーザー（マネジメントシステム運用者）にとっての負担の減少を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・全体：ISOのマネジメントシステム規格（JISのマネジメントシステム規格）の共通構造に合わせて全体を変更する。	なし	ISO 22301, Security and resilience -- Business continuity management systems -- Requirements	IDT	ー		2
JSA	管理システム規格	改正	Q22313	セキュリティとレジリエンスー事業継続マネジメントシステムー手引	Security and resilience -- Business continuity management systems -- Guidance	事業継続マネジメントシステムをJIS Q 22301に基づき、導入し運用する組織において、如何に本システムを構築し運用するのかは大きな課題である。ISOにおいて、ISO 22301のシステム構築運用の指針が制定され、我が国においても2014年にJIS Q 22313として制定された。この規格は組織は事業継続マネジメントシステムを構築運用する際の指針として多くの組織で使用されている。今回、ISOにおいてISO 22301と並行してISO 22313の改定が並行して行われていることを受け、JIS Q 22313を改正することの要望が多く、今回、JIS Q 22313の改正を行う。なお、内容についても、JIS Q 22301との整合性を向上し、規格ユーザーにとって分かりやすい規格とする必要がある。	JIS Q 22301との整合性を図り、これからJIS Q 22301の第3者認証の取得を検討している組織、すでに第3者認証を取得している組織が効率的な自社のマネジメントシステムの運用の実現を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・全体：ISOのマネジメントシステム規格（JISのマネジメントシステム規格）の共通構造に合わせて全体を変更する。	なし	ISO 22313 Security and resilience -- Business continuity management systems -- Guidance	IDT	ー		2
JSA	電気	改正	C60695-1-1	耐火性試験ー電気・電子ー第1-10部：電気・電子製品の火災危険性評価のための指針ーー般指針	Fire hazard testing-Part 1-10:Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products-General guidelines	この規格は、電気・電子製品が関与する火災のリスク及び火災が引き起こすであろう影響を引き下げる方法に関する一般的な指針について規定している。 近年JIS C 62368−1「オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器—第１部：安全性要求事項 」といった安全工学HBSE（ハザードベース・セーフティ・エンジニアリングアプローチ）を用いた製品規格が開発されており、この内容に伴い、対応国際規格が改正されたことでJIS規格も改正する必要がある。また、この規格は、HBSEに基づく製品規格の開発段階で製品の火災リスクを如何にして評価するかの指針を示すものであり、日々進化を続ける火災危険性評価の考え方に関する最新情報を反映した状態を保つ必要がある。	今後HBSEアプローチによる製品規格の開発において、この規格は、電気・電子製品の火災リスクを評価するために必要不可欠のものとなると考えられることから、この規格を最新の状態に保つことによって，我が国の電気・電子機器製造者を含む利害関係者における新たなHBSEアプローチに基づく電気・電子製品の火災安全設計の最新の考え方の理解の促進、及び火災安全の観点からの国内製品の競争力の確保に繋がる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲（箇条1） この規格は，電気電子製品そのものの火災安全を扱っており，火災リスクの軽減のために電気電子製品の外部に別途設置する耐火区画境界，火災検知器及び鎮火システムの使用に関する指針は提供していない旨を記載する。 ・引用規格（箇条2） 用語の定義については、JIS C 60695-4を参照するよう規定する。 ・火災リスクの低減（5.2.2） 電気・電子製品における火災リスクを低減するための方法を規定する。 ・火災段階の特性（表2） ISO 19706に規定された火災の段階を示す表を挿入する。 ・着火源の出力（附属書A） 火災危険性評価試験に使用することのできる着火源の出力を参考情報として新たに提供する。 ・新方法及びガイダンス規格をまとめて附属書Bに新たに提供する。	なし	IEC 60695-1-10:2016, Fire hazard testing - Part 1-10: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - General guidelines	IDT	ー		2
JSA	電気	改正	C60695-11-	耐火性試験ー電気・電子ー第11-2部：試験炎ー公称1kW予混炎ー試験装置，炎確認試験方法及び指針	Fire hazard testing-Part 11-2:Test flames-1 kW nominal pre-mixed flame-Apparatus,confirmatory test arrangement and guidance	この規格は、公称1kWのプロパンガスの予混炎を生成するための装置，炎確認試験方法などの詳細について規定している。 この規格は、2016年に改正されたが、その後、2017年に対応国際規格IEC 60695-11-2に火炎を生成するためのプロパンガス及び空気の流量の公差を広げた方法が従来の方法に加えて規定されたことから、それに合わせて改正を行う必要がある。 この規格に規定する標準火炎は、多くのIEC整合化したJIS製品規格において電気・電子機器及びその材料の燃焼性を評価するためのものとして使用されていることから、常に最新の対応国際規格との整合化を保つ必要がある。	ガス及び空気流量を調節する機器の精度が緩和され、また、流量の公差が緩和された方法が規定されたことによって、流量調節器の選択肢が拡がるとともに安価な装置を使用することが可能となることから、この試験方法を火災危険性評価に使用する製品を製造する製造者における製品開発時の性能試験を容易にし、迅速な製品開発の一助となる。また、JIS製品規格に最新のIEC規格に整合したJISの試験方法が使用されることによって、製品の火災安全性について国際規格への整合性が確保され、製品の国際競争力の向上されるとともに、製品の輸出の円滑化が図られる。	主な改正点は、次のとおり。 ・流量調節器（4.2.2） 実際に幅広く使用されている機器を考慮し、流量調節器の精度を±2%から、ガス流量及び空気流量の規定の公差内で十分な精度で測定できるものに変更する。 ・試験炎の生成（箇条5） 従来の試験炎生成のためのガス及び空気の流量に対する公差を緩和した方法を方法Bとして規定。従来の方法は、方法Aとして、基本的には方法Aを用いるよう規定する。 ・試験の配置例を記載した附属書B（参考）は、製品規格において異なる配置が用いられる場合が多いことから削除する。	なし	IEC 60695-11-2:2017, Fire hazard testing-Part11-2:Test flames-1 kW pre-mixed flame-Apparatus, confirmatory test arrangement and guidance	IDT	ー		2
JSA	電気	改正	C60068-3-5	環境試験方法ー電気・電子ー第3-5部：支援文書及び指針ー温度試験槽の性能確認の指針	Environmental testing-Part 3-5:Supporting documentation and guidance-Confirmation of the performance of temperature chambers	この規格は、温度試験槽の性能確認するための標準的な手段について規定するものである。この規格の対応国際規格の第2版が、温度試験槽の性能を示す試験槽の温度安定度、温度変動、温度勾配、空間温度変動の定義と求め方が明確でなかったため、2018年に改訂された。試験槽の性能表示の明確化の動向に合わせて、JISにおいても改正が必要である。具体的には、以下の改訂がなされた。 （1）試験場所の環境について標準的な大気条件以外の事項は要求条件でないため削除する。 （2）試験槽の達成温度と公差についての考え方を追加する。 （3）試験槽内の温度が安定してから30分間の測定点の温度変動の偏差の2倍の最大値を試験槽の温度安定度として規定する。 （4）試験槽内の温度が安定してから30分間の試験槽の中心以外の各測定点の平均温度と中心の平均温度との差の最大値を試験槽内の温度変動として規定する。 （5）試験槽内の9測定点の温度の最大値の平均と同じ測定点の最小値の平均の差を試験槽内の温度勾配として規定する。 （6）試験槽内8か所の角の温度の平均値と槽内の中心の温度との差の最大値を試験槽内の空間温度変動と規定する。	国際規格と一致させることによって、国際競争力の確保、国際貿易の円滑化、健全な発展及び国際協力の推進に寄与する等の効果が期待される。特に、この温度試験槽の規格については、試験槽の性能がより正確に確認できるようになるため、供試品の性能、品質の改善・向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義（箇条3）　各用語の表現を修正する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）の試験場所の環境について、標準的な大気条件以外の事項は要求条件でないため、削除する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）に試験槽の達成温度と公差についての考え方を追加する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）に試験槽の温度安定度の定義、求め方を追加する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）に試験槽内の温度変動の定義、求め方を追加する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）に試験槽内の試験槽内の温度勾配の定義、求め方を追加する。 ・温度試験槽の性能測定（箇条4）に試験槽内の空間温度変動の定義、求め方を定義する。	なし	IEC 60068-3-5:2018, Environmental testing - Part 3-5: Supporting documentation and guidance - Confirmation of the performance of temperature chambers	IDT	ー		2
JSA	電気	改正	C60068-3-6	環境試験方法ー電気・電子ー第3-6部：支援文書及び指針ー温湿度試験槽の性能確認の指針	Environmental testing-Part 3-6:Supporting documentation and guidance-Confirmation of the performance of temperature/humidity chambers	この規格は、温湿度試験槽の性能確認を実施するための標準的な手段について規定するものである。この規格の対応国際規格の第2版が、温湿度試験槽の性能を示す湿度安定度、湿度変動、湿度勾配、空間湿度変動の定義と求め方が明確でなかったため、2018年に改訂された。試験槽の性能表示の明確化の動向に合わせて、JISにおいても改正が必要である。具体的には、以下の改訂がなされた。 （1）試験場所の環境について標準的な大気条件を追加する。 （2）温湿度試験槽の達成湿度と公差についての考え方を追加する。 （3）温湿度試験槽内の湿度が安定してから30分間の測定点の湿度変動の偏差の2倍の最大値を温湿度試験槽の湿度安定度として規定する。 （4）温湿度試験槽内の湿度が安定してから30分間の温湿度試験槽の中心以外の各測定点の平均湿度と中心の平均湿度との差の最大値を試験槽内の湿度変動として規定する。 （5）温湿度試験槽内の9測定点の湿度の最大値の平均と同じ測定点の最小値の平均の差を温湿度試験槽内の湿度勾配として規定する。 （6）温湿度試験槽内8か所の角の湿度の平均値と槽内の中心の湿度との差の最大値を温湿度試験槽内の空間湿度変動と規定する。	温度を保持して測定する手段は、測定結果に大きな影響を与える。従って、温度試験槽の物理的特性が試験結果に影響する。改正された国際規格と一致させることによって、温度試験槽の性能をより正確に確認できるようになるため、供試品の温度特性や耐高温に対する寿命試験などの試験結果の信頼度が向上し、製品の性能や品質の改善・向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義（箇条3）　各用語の表現を修正する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）の試験場所の環境について標準的な大気条件を追加する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）に温湿度試験槽の達成湿度と公差についての考え方を追加する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）に温湿度試験槽の湿度安定度の定義、求め方を追加する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）に温湿度試験槽内の湿度変動の定義、求め方を追加する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）に温湿度試験槽内の温湿度試験槽内の湿度勾配の定義、求め方を追加する。 ・温湿度試験槽の性能測定（箇条4）に温湿度試験槽内の空間湿度変動の定義、求め方を定義する。	なし	IEC 60068-3-6:2018, Environmental testing - Part 3-6: Supporting documentation and guidance - Confirmation of the performance of temperature/ humidity chambers	IDT	ー		2
JSA	電気	改正	C8369	光電式自動点滅器	Photoelectric controls for public lighting	この規格は、街路灯などの屋外照明器具に対して、周囲の明るさを光電式のセンサーで検出して、日中は消灯・夜間は点灯させるために使用する自動点滅器の、性能、構造、試験方法などを規定している。 昨今、照明光源のLED化が進行し、白熱電球、蛍光ランプなどの従来光源の入手が難しくなっている。また、高圧水銀ランプは、水銀条約によって、2020年に輸入・製造ができなくなる。この規格では、光電式自動点滅器の試験に白熱電球、蛍光ランプ、高圧水銀ランプを使用することを規定しているが、これらを入手の容易な光源に変更するとともに、試験方法を見直す必要がある。	この改正によって、実態に即した試験方法となることで、製品の開発・製造が容易となり、かつ、取引の円滑化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・8.5（点滅動作試験）に使用する光源（昼光色蛍光ランプ）を、今後も入手が容易な光源に変更する。 ・8.8（点滅持久性試験）に使用する負荷（小形電球）及び光源（高圧水銀ランプ）を、今後も入手が容易な光源に変更する。	なし	なし	ー	一般社団法人　日本照明工業会		2
JSA	電気	改正	C3611	高圧機器内配線用電線	Insulated wires for cubicle type unit substation for 6.6 kV receiving	この規格は、1968年12月に制定されたJIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）の高圧受電設備内の高圧配線に用いる電線として1970年に制定され、その後1978年に改正され、1986年に工業標準化法に基づいて見直しを行い、ブチルゴム電線の削除、規格の様式などを検討し、実情に沿うよう改正され、その後3回の改正を経て今日に至っている。 今回は、本規格に引用されているJIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）の改正によって試験方法の細分箇条番号の変更が必要となるほか、電安法技術基準の解釈別表第一が改正され絶縁材料の引張り伸び特性が350%から200%となったことから、JISもこれに整合させるため改正が必要である。	強制法規である電安法技術基準の解釈の改正、及び引用規格の改正を反映させることによって、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与し、国内の商取引を円滑に行い市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおりである。 ①電安法技術基準の解釈別表第一の改正に整合させるため、架橋ポリエチレンの絶縁体の引張り伸び特性を350%から200%へ変更する。 ②引用規格であるJIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）の改正に伴って、細分箇条番号を整合させるため修正する。	なし	なし	ー	一般社団法人　日本電線工業会		2

JIS作成予定（一覧表）（改正案）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称（廃止の場合は，現行JISの名称）	JIS案の英文名称（廃止の場合は，現行JISの英文名称）	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	素案作成者	ICS番号	作業段階
JSA	電気	改正	C2318	電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム	Requirements for balanced biaxially oriented polyethylene terephthalate (PET) films used for electrical insulation	この規格は、電気・電子機器、電線、その他一般の電気絶縁用及びコンデンサの誘電体用として使用する電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルムに対する要求事項について規定したものであり、対応国際規格IEC 60674-3-2を基として制定したJISである。 対応国際規格が、近年の技術の実態を踏まえ、太陽電池のバックシート用に用いられる耐熱性・耐湿熱性の良いフィルムの追加、また、既存のフィルムに対する要求事項の見直しをするなどの改訂がされた。このような状況から、技術の実態に即した内容を取り込むために、この規格を改正する必要がある。 特に、厚いフィルムについては、耐熱性・耐湿熱性を規格化することによって、巻線機器（モータ、変圧器、発電機等）、太陽電池のバックシートの使用温度範囲の拡大及び寿命の延びに寄与するものである。	この改正によって、対応国際規格との整合化が図られ、国内向け、国際向けの種別なく生産が可能になり、生産の合理化、貿易の円滑化が期待される。 また、極薄電気用プラスチックフィルムについては、適正な品質評価が行われ、その活用が促進されることによって、その利用した電子部品、機器等の軽量化及び省エネ化の進展に寄与する。 これらによって、我が国で製造される電気用フィルムの品質優位性が明確となり、我が国のフィルム製造業等の国際競争力強化に資するものと期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対象分類として1種（一般電気用）、2種（コンデンサの誘電体用）に加えて、次の3種・4種・5種を新たに追加する。また、追加分類に対する規定値を設定する。 3種　耐熱性良好　　　（巻線機器用） 4種　耐湿熱性良好　　（太陽電池バックシート） 5種　更に耐湿熱性良好　（太陽電池バックシート用） ・推奨厚さ範囲を2～350 μmから0.7～500 μmに拡大する。また、推奨範囲拡大に伴う特性値を設定する。 ・2種の直流絶縁破壊電圧試験に新たな試験方法による規格値を設定する。 ・2種の絶縁欠陥に新たな試験方法による規格値を設定する。	なし	IEC 60674-3-2:2019, Specification for plastic films for electrical purposes - Part 3: Specifications for individual materials - Sheet 2: Requirements for balanced biaxially oriented polyethylene terephthalate (PET) films used for electrical insulation	MOD	電気機能材料工業会		2
JSA	電気	改正	B8101	蒸気タービンの一般仕様	Specifications for steam turbines	この規格は蒸気タービンの一般仕様について規定している。 1．従来は計測機器や制御装置にアナログ部品が多く使われていたが、その後の技術の進歩によって、現在はデジタル部品が主流になっている。 2．従来は汽力発電所が主流であったが、その後の技術の進歩によって、ガスタービンと組み合わせたコンバインドサイクル発電所が主流になり、熱エネルギーの有効利用としてコージェネレーションシステムの導入も進んでいる。 3．新材料によって、従来よりも高温高圧の超臨界圧の蒸気を扱える蒸気タービンと関連技術が開発された。 など、現行規格は現状と乖離している。 火力発電事業に関わる者が蒸気タービン及び附属設備に関する一般仕様について共通の認識及び理解をもつことは、設備の設計、製造、販売、運用などを行う際の安全確保及び品質管理のために不可欠である。そのために対応する国際規格も改正される（2019年9月現在、IEC60045のFDIS投票待ち）。したがって、これらの部分に対応した一般仕様とするため改正を行う。	この規格の改正によって、蒸気タービン及び附属設備の設計、製造、販売、運用などにおいて使用される仕様が最新になり、国際規格に整合した規格となる。これによって新規参入者を含む火力発電関係者の相互理解が促進、円滑な商取引が図られ、蒸気タービン設備の安全確保、性能維持及び効率的運用に関わる基盤形成、並びに貿易拡大に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 1．「計測部」、「制御部」、「駆動部」及び「保護部」に分けてそれぞれ仕様を規定していたものを、デジタル計測機器及び制御装置の導入により不要となった仕様を削除、必要となった仕様を加えつつ、統合し、「自動化」として規定する。 2．コンバインドサイクルの主流化及びコージェネレーションシステムの導入に伴い、蒸気タービンに供給される蒸気及び蒸気タービンから排気（抽気）される蒸気の条件、取合い点など必要な仕様について規定する。 3．新材料によって開発された定格蒸気温度が556℃を超え630℃以下の蒸気タービンの許容変動温度限度の仕様を規定する。 4．国際規格に新たに追加された「製品安全」及び「附属書（参考）溶接」の内容について整合性を検討する。	なし	IEC 60045-1:1991, Steam turbines - Part 1: Specifications	MOD	一般社団法人火力原子力発電技術協会		2
JSA	電子	改正	C61300-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-28部：過渡損失測定	Fiber optic interconnecting devices and passive components- Basic test and measurement procedures-Part 3-28: Examinations and measurements - Transient loss	この規格は，IEC 61300−3−28:2002（以下，対応国際規格という。）を基に、2009年に制定した。光接続デバイス及び光受動部品の，主に機械的試験中，光ファイバの振動などによって生じる，一般的に数十ミリ秒より長い時間での損失変動を測定する手順を規定している。 光源，励振条件，受光器及びデータ収集システムの情報を詳細に規定し，最新のJIS C 61300規格群と整合させるとともに、受光器が検出する光信号をアナログ－デジタル変換する装置の要求事項を規定する必要がある。対応国際規格では、2012年に第2版としてこれらに対応している。 なお，JISC 61300−3−28は，20件以上のJISで引用されており，重要な規格である。	光源の励振条件を規定するJIS C 61300-1（第1部：通則）及び損失測定方法を規定するJIS C 61300-3-4（第3-4部：損失測定）の最新版を参照することで，市場の混乱を避け，取引の円滑化を行うことができ，さらに市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格：最新の対応国際規格IEC 61300-3-28:2012に合わせる。 ・注意事項：新規追加。 ・装置：光源及び励振条件，受光器，データ収集システムを詳細に規定する。 ・手順：詳細に規定する。 ・附属書A（参考）：受光器のデータをアナログ－デジタル変換する装置の推奨事項を追加して記載する。	なし	IEC 61300-3-28:2012 Fibre optic interconnecting devices and passive components- Basic test and measurement procedures- Part 3-28: Examinations and measurements - Transient loss	IDT	一般財団法人光産業技術振興協会		2
JSA	電子	改正	C6840	光ファイバ偏波クロストーク試験方法	Polarization crosstalk measurement of optical fiber	光ファイバに関する技術は，近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり，高速インターネットの普及に伴い，その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは，光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく，光伝送システム構築上の必要性から，光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU−Tにおいて，多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており,国際規格との整合性を図りながら，新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は，偏波保持光ファイバにおいて二つの偏波の独立性が不完全な場合に生じる偏波クロストークの試験方法を規定している。国際規格に先行して制定したものであるが，今回の改正では,試験方法、試験機器、計算方法などを国内の最新情報に基づいて見直すなど、2017年に新規に制定されたIEC 60793−1−61 との整合を図るために改正をする必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより,国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり,国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・箇条5に記載される試験方法、試験機器、計算方法などの内容をIEC60793-1-61と整合を図る。 ・結果の条項を追加し、IEC60793-1-61と整合を図る。 ・その他細部の規定もIEC60793-1-61と整合を図る。	なし	IEC 60793-1-61:2017 Optical fibres - Part 1-61: Measurement methods and test procedures - Polarization crosstalk	IDT	一般財団法人光産業技術振興協会		2
JSA	電子	改正	C6870-2	光ファイバケーブル－第2部：屋内ケーブル－品種別通則	Optical fiber cables－Part 2：Indoor cables－Sectional specification	光ファイバに関する技術は，近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり，高速インターネットの普及に伴い，その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは，光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく，光伝送システム構築上の必要性から，光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU−Tにおいて，多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており,国際規格との整合性を図りながら，新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は，電話，データ伝送及びその周辺機器並びに伝送ネットワークに使用される屋内用光ファイバケーブルに対する要求事項について規定しているが、国内市場の実態に合わせて広帯域マルチモードファイバ（OM4）を追加し、最新情報を反映するとともに、2017年に改正されたIEC60794−2との整合を図るために改正をする必要がある。 併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、JIS C6851からJIS C6870−1−2,−21,−22,−23に移行されたため、これも反映する必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり,国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ①広帯域マルチモード光ファイバ（OM4）の規定を追加する。 ②JIS C6851の廃止及びJIS C6870-1-2，-21，-22，-23の制定を反映する。 ③その他細部の規定もIEC60794-2と整合を図る。	なし	IEC 60794-2:2017 Optical fibre cables－Part 2：Indoor cables－Sectional specification	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会		2
JSA	電子	改正	C6870-2-10	光ファイバケーブル－第2-10部：屋内ケーブル－1心及び2心光ファイバケーブル品種別通則	Optical fiber cables－Part 2-10：Indoor cables－Family specification for simplex and duplex cables	光ファイバに関する技術は，近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり，高速インターネットの普及に伴い，その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは，光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく，光伝送システム構築上の必要性から，光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU−Tにおいて，多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており,国際規格との整合性を図りながら，新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は，屋内用1心及び2心の光ファイバケーブルについて規定しているが、国内市場の実態に合わせて角形インドア型光ケーブルなどを追加し、最新情報を反映するとともに、IEC60794−2−10との整合を図るために改正をする必要がある。 併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、JIS C6851からJIS C6870−1−2,−21,−22,−23に移行されたため、これも反映する必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際規格とJISとの間の整合性が得られることにより,国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり,国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は次の通り。 ①国内で標準的に使用されている角形インドアケーブルの規定を追加する。 ②JIS C6851の廃止及びJIS C6870-1-2，-21，-22，-23の制定を反映する。 ③その他細部の規定もIEC60794-2-10と整合を図る。	なし	IEC60794-2-10:2011 Optical fibre cables－Part 2-10：Indoor optical fibre cables－Family specification for simplex and duplex cables	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会		2
JSA	電子	改正	C6870-2-20	光ファイバケーブル－第2-20部：屋内ケーブル－屋内配線用多心光ファイバケーブル品種別通則	Optical fiber cables－Part 2-20：Indoor cables－Family specification for multi-fiber indoor optical distribution cables	光ファイバに関する技術は，近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり，高速インターネットの普及に伴い，その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは，光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく，光伝送システム構築上の必要性から，光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU−Tにおいて，多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続されており,国際規格との整合性を図りながら，新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 この規格は，屋内配線用多心光ファイバケーブルについて規定しているが、その内容を国内市場の実態に合わせて見直すとともに、IEC60794−2−20との整合を図るために改正をする必要がある。 併せて、先に光ケーブルの機械特性試験に関する規格が、JIS C6851からJIS C6870−1−2,−21,−22,−23に移行されたため、これも反映する必要がある。	国内の最新情報が反映され、最新の国際規格とJISとの間の整合性が得られることにより,国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり,国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は次の通り。 ①ケーブルの試験方法についてJIS C6851の廃止及びJIS C6870-1-2，-21，-22，-23の制定に伴い、その内容を反映する。 ②その他細部の規定もIEC60794-2-20と整合を図る。	なし	IEC 60794-2-20:2013 Optical fibre cables－Part 2-20：Indoor cables－Family specification for multi-fibre optical cables	MOD	一般財団法人光産業技術振興協会		2

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称（廃止の場合は，現行JISの名称）	JIS案の英文名称（廃止の場合は，現行JISの英文名称）	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	素案作成者	ICS番号	作業段階
JSA	電子	改正	C6701	水晶振動子通則	Generic specification of quartz crystal units	① 新技術導入・技術の進歩 この規格は水晶振動子について規定している。数年前より、温度を一定に保つためのサーミスタを内蔵した設計の水晶振動子が開発され、その使用が携帯電話を中心として広がってきたため、国際規格ではIEC 60122-4：2019 Quartz crystal units of assessed quality-Part 4:Cryatal units with thermistorsとして標準化された。これを受け、この規格にも附属書としてその内容を追加するため改正が必要である。 ② 品質認証 現在の規格では、箇条3で品質認証について規定しているが、その手順等について、その多くをIEC QC の規格（IEC QC 001001,001002など）を引用して記載している。しかし、IEC規格では昨今、業務指針により「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない（例えばISO 9001を引用文書としてはならない）」としており、対応国際規格もこれに合わせて改正が必要となっている。したがって、この規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。 ③ 試験方法 現在、4.9に耐久試験手順としてエージングについて記載している。温度が高いほどppm単位で周波数エージング量は増加するが、この係数はエージングタイムによって一定ではない。IEC TC 49において、実験から科学的に加速係数を算出する手順を見出した。この内容が対応規格であるIEC 60122-1:2002 Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specificationに、2007年、Amendment 1 として追加された。したがって、この規格も、Amendmentの内容を取り込んだ改正を行う必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格 引用している規格改版・廃版などによる齟齬を修正する。 ・品質認証手順（箇条3） 「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存しては ならない」に則り修正する。 ・ エージング（非破壊）（箇条4.9.1）及び長期エージング（非破壊）（箇条4.9.2） Amendment 1 - Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specificationの内容を取り込む。 ・サーミスタ付水晶振動子 IEC 60122-4 ： 2019　Quartz crystal units of assessed quality-Part 4:Cryatal unitsを基に附属書を追加する。	なし	IEC 60122-1:2017 Quartz crystal units of assessed quality - Part 1: Generic specification(IEC 60122-1:2002+AMD1:2017)	MOD	日本水晶デバイス工業会		2
JSA	電子	改正	C6703	水晶フィルタ	Crystal filters	この規格は、水晶フィルタに対する試験方法及び一般的要求事項について規定している。現在の規格では、箇条3で品質認証について規定しているが、その手順等について、その多くをIEC QC の規格（IEC QC 001001,001002など）を引用して記載している。しかし、IEC規格では昨今、業務指針により「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない（例えばISO 9001を引用文書としてはならない）」としており、対応国際規格もこれに合わせて改正が必要となっている。したがって、この規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲 品質認証/能力認証に関する表現の見直しを行う。 ・引用規格 引用している規格改版・廃版などによる齟齬を修正する。 ・品質認証手順（箇条3） 「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存しては ならない」に則り修正する。	なし	IEC 60368-1:2013 Piezoelectric filters of assessed quality - Part 1: Generic specification（IEC 60368-1:2000＋AMD1：2004）	MOD	日本水晶デバイス工業会		2
JSA	電子	改正	C6710	水晶発振器品目別通則	Current name:Generic specification of crystal controlled oscillators	この規格は、水晶発振器に対する試験方法及び一般的要求事項について規定している。この規格の対応規格であるIEC 60679-1が2017年に改正され、測定法を分離しIEC 62884シリーズとして2019年までにIEC 62884-1～4が制定された。よって、この規格は、IEC60679-1に加え、IEC 62884シリーズから必要項目を追加して改正する必要がある。 ① 適用範囲の拡大 従来、この規格は水晶発振器の規格であったが、適用範囲が広がり発振器全般となった（SAW共振器、MEMS発振器、デジタル制御型発振器等）。これを受け、この規格でもその内容に修正するために改正が必要である。 ② 品質認証 現在の規格では、箇条3で品質認証について規定しているが、その手順等について、その多くをIEC QC の規格（IEC QC 001001,001002など）を引用して記載している。しかし、IEC規格では昨今、業務指針により「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない（例えばISO 9001を引用文書としてはならない）」としており、対応国際規格もこれに合わせて改正した。 よって、この規格もこの基準に則った記載に変更する必要がある。 ③ 試験方法 現在、4.7に耐久試験手順としてエージングについて記載されている。温度が高いほどppm単位で周波数エージング量は増加するが、この係数はエージングタイムによって一定ではない。IEC TC 49において、実験から科学的に加速係数を算出する手順を見出した。この内容が対応規格であるIEC 62884-3:2018 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators - Part 3: Frequency aging test methodsとして制定された。したがって、この規格も、この内容を取り込んだ改正を行う必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・タイトルの変更 ・適用範囲　発振器全般に拡大する。 ・引用規格 引用している規格改版・廃版などによる齟齬を修正する。 ・品質認証手順（箇条3） 「製品・プロセス,サービス，人，システム及び組織に関する要求事項を含む文書は，適合性を品質マネジメントシステム規格に依存してはならない」に則り修正する。 ・ 耐久試験の手順（箇条4.7）にIEC 62884-3の内容を取り込む。	なし	IEC 60679-1:2017 Piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators of assessed quality - Part 1 : Generic specification IEC 62284-1:2017 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators - Part 1: Basic methods for the measurement IEC 62284-2:2017 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators - Part 2: Phase jitter measurement method IEC 62284-3:2018 Measurement techniques of piezoelectric, dielectric and electrostatic oscillators - Part 3: Frequency aging test methods IEC 62284-4:2019 Measurement techniques of	MOD	日本水晶デバイス工業会		2
JSA	情報	改正	X6305-2	識別カードの試験方法－第２部：磁気ストライプ付きカード	Identification cards－Test methods－Part 2：Cards with magnetic stripes	この規格は、磁気ストライプの特性評価の試験方法を規定している。次の理由によって、利用者の混乱を避け、理解を深めることを目的とした改正が必要である。 ・現行規格の適用範囲では、JIS X 6302−2（識別カード－記録技術－第2部：磁気ストライプ－低保磁力）の附属書JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法は含まない様に読み取れるが、JIS X 6302−2の附属書JAでは試験方法の参照規格としてこの規格を参照している。この規格は、JIS X 6302−2の附属書JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法として一部適用可能である。 ・対応国際規格ISO/IEC 10373−2の2015年の改訂において、二つの図で示されていた書込みヘッドの電流の波形の図を、利用者が理解し易いように一つの図に統合している。 ・対応国際規格の2015年の改訂において、ヒステリシス曲線を描画する際の値の取り方が誤っていたため、正しい方法に訂正した上で、図の差替えを行っている。	この規格を改正することで、利用者の試験方法に対する理解を深めることができ、磁気ストライプ付きカードの品質の確保・向上及び互換性の確保・向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲（箇条1） JIS X 6302-2の附属書JAに規定するおもて面磁気ストライプ付き識別カードの試験方法を含まないと読み取れるところを、含むと読めるように変更する。 ・引用規格（箇条2） 対応国際規格の改訂に伴い、ISO/IEC 7811-8、ISO/IEC 8484を追加する。 ・試験方法（箇条5） 対応国際規格の改訂に伴い、図14を一つに要約する。 ・試験方法（箇条5） 対応国際規格の改訂に伴い、ヒステリシス曲線の描画方法を変更する。	なし	ISO/IEC 10373-2:2015, Identification cards-Test methods-Part 2: Cards with magnetic stripes	IDT	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会		2
JSA	情報	改正	X6932	カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法	Method for the determination of toner cartridge yield for colour printers and multi-function devices that contain printer components	この規格は、カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法を目的として作成されたものであり、この規格の基となった対応国際規格はISO/IEC 19798:2006である。 当該対応国際規格は、その後の業界の動向、作業の明確化を目的として2017年1月に改訂され、Ed.3（ISO/IEC 19798:2017）が発行されている。 この規格の測定手法による公表値の精度を上げ、使用者への信頼性向上に繋げるために、対応国際規格の改正点（右記参照）をこのJISに取り込み、新技術の導入及び測定方法を明確化する必要がある。	この規格をISO/IEC 19798:2017のIDTとして改正することによって、国際的に共通な印刷可能枚数の測定データが普及し、製造者・試験機関及び使用者に対し利便性の向上及び信頼性の高い公表値へと繋げることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・新技術導入：4.1下準備 改訂：「印刷設定が両面印刷になっていたら、片面連続に直す」を追加。 理由：最近の機種は、省資源対応で、デフォルトが「両面印刷」になっている場合があるので、これを、規定の片面連続印刷動作で行うよう設定を変更する必要があるため。 ・試験方法改訂：附属書C（規定）報告書見本 改訂：プリンタのファームウェアバージョン　の記録の追加 理由：プリンタのファームウエアが、印刷可能枚数測定データに影響がある場合があるので、この条件を明確化しておく必要があるため。 ・試験方法改訂：附属書D JIS X 6931(モノクロ電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印字可能枚数測定方法）との比較方法 改訂：参考から規定に変更 理由：この附属書での測定方法を規定とすることによって、規定項目不足によるデータ信頼性の低下を防ぐため。	なし	ISO/IEC 19798:2017, Information technology -- Office equipment -- Method for the determination of toner cartridge yield for colour printers and multi-function devices that contain printer components	IDT	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会		2